

◆熊本県熊本地方を震源とする地震に伴う下請取引上の留意点

4月14日に発生した熊本県熊本地方を震源とする地震に関連して、工場の操業停止等も見込まれます。震災に伴う下請取引等への影響に関しましては、東日本大震災の際に、公正取引委員会がQ&Aを作成しております。

東日本大震災に関連するQ&A <http://www.jftc.go.jp/soudan/shinsaikanren/23jishinga.html>

○上記ホームページから引用

問1

親事業者が被災し、工場等が滅失するなどして親事業者に受領能力がないことを理由に、受領拒否することは下請法上問題となりますか。

答

下請事業者には責任がある場合を除き、受領拒否をすることは、下請法上問題となりますので、代替的な工場での受領の可能性も含め、親事業者は可能な限り受領する手段を講ずる必要があります。しかしながら、親事業者が被災し、工場等が滅失するなどして、客観的にみて当初定めた納期に受領することが不可能であると認められる場合に、例えば、両者間で十分協議の上、相当期間納期を延ばすこととなったときには、そのような事情を十分考慮して対応することとなります。

なお、親事業者は、このような特別な事情や経緯について、事後的にも分かるような記録を残しておくことが望まれます。

問2

親事業者は部品Aと部品Bによって商品Cを製造しており、部品Bについては下請事業者に製造を発注している場合、被災により部品Aが手に入らなくなったことを理由に、下請事業者が発注していた部品Bの受領を拒否することは、下請法上問題となりますか。

答

個別の事案については、具体的な事実を踏まえて判断することとなりますが、下請事業者に責任がある場合を除き、受領拒否をすることは、下請法上問題となりますので御注意ください。

問3

親事業者の保管施設が被災したことにより、下請事業者が納品しようとした商品をその下請業者に保管させ、倉庫代等の追加費用が発生した場合、当該費用を下請業者に負担をさせることは、下請法上問題となりますか。

答

下請事業者に対し、親事業者が支払うべき費用を負担させることは、不当な経済上の利益提供要請として下請法上問題となりますので、親事業者が追加費用を負担する必要があります。しかしながら、親事業者が被災し、客観的にみて震災の影響により発生した追加費用を直ちに負担することが不可能であると認められる場合に、例えば、両者間で十分協議の上、一時的に下請事業者が費用の一部を負担するときは、そのような事情を十分考慮して対応することとなります。なお、親事業者は、このような特別な事情や経緯について、事後的にも分かるような記録を残しておくことが望まれます。

問4

震災の影響により生産・調達コストが大幅に上昇したため、下請事業者が単価引上げを求めたにもかかわらず、親事業者が従来の単価を据え置くことは下請法上問題となりますか。

答

御指摘の生産・調達コストが大幅に上昇するなど震災の影響による単価の引上げについては、親事業者と下請事業者との間で十分協議を行って決定することが望まれます。個別の事案については、具体的な事実を踏まえて判断することとなりますが、例えば、震災の影響により下請事業者のコストが通常が発注に比べて大幅に増加するような発注にもかかわらず、下請事業者と十分に協議することなく、通常が発注をした場合の単価と同一の単価に一方的に据え置くことは、買いたたきとして下請法上問題となるおそれがありますので御注意ください。

.....

◆消費税軽減税率について

平成29年4月1日からの消費税率引き上げに伴い、今般、「所得税法等の一部を改正する法律案」の成立を受け、国税庁HPにて、軽減税率導入に係る法令解釈通達及びQ&Aが公表されております。

- 1 国税庁HP（消費税軽減税率について）<https://www.nta.go.jp/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/>
- 2 消費税の軽減税率制度に関する取扱通達の制定について（法令解釈通達）
<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/tsutatsu/kobetsu/kansetsu/160412/160412.pdf>
- 3 消費税の軽減税率制度に関するQ&A（制度概要編、個別事例編）
 - ・制度概要編 <http://www.nta.go.jp/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/02.pdf>
 - ・個別事例編 <http://www.nta.go.jp/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/03.pdf>

.....

◆「中小企業等経営強化法案」について

本年3月4日、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律案」（中小企業等経営強化法案）が閣議決定され、同日第190回通常国会に提出されました。

詳細につきましては、<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shinpou/2016/160304shinpou.htm>をご覧ください。

.....

◆「中小企業における経営承継の円滑化」について

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を

定める政令」及び「小規模企業共済法施行令及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部を改正する政令」が閣議決定され、第189回国会で成立した中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律が、平成28年4月1日から施行されることとなりました。

改正法令の主な内容は、中小企業における経営の承継をより円滑化するため、対象が親族内承継に限定されている遺留分に係る民法の特例制度を親族外承継にも拡充し、また、小規模企業共済制度における親族内承継等に関する共済金の支給額を引き上げること等となっています。

詳細につきましては、<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2016/160308syoukei.htm>をご覧ください。

◆日本撚糸青年協議会第51回大阪大会が開催されました

平成28年3月5日（土）、ホテルメルパルクOSAKA（大阪府大阪市）において、日本撚糸青年協議会第51回全国大会（当連合会の共催、(株)日本撚糸会館後援）が開催されました。今回は、タビオ株式会社代表取締役会長 越智直正氏を講師に招き講演会が開催、その後、大会記念式典が開催されました。

多数の方々にご参加いただきましてありがとうございました。